

県南広域振興局長告示第31号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成21年3月10日

県南広域振興局長 勝 部 修

施術者の氏名	施術者の開設する施術所		指定年月日
	名称	所在地	
菊池 芳孝	菊池整骨院	北上市常盤台三丁目14番31号	平成21年2月4日